



3種類の遺言書の内容を教えてください



1. 自筆遺言書

遺言者が遺言書の全文と日付をすべて自分で書きます。署名押印すればよく、字の書ける人ならば誰にでもできます。最も簡便な方式の遺言です。しかし全文自筆でなければならないのでタイプライターで浄書したものや他人に書いてもらったものはたとえ本人の署名押印があっても無効になります。この自筆証書遺言は遺言者の死亡後に遺言書の保管者または発見者は家庭裁判所に申し出て「検認」の手続を受けなければなりません。「検認」の手続は遺言書が偽造されたり変造されたりするものを防ぐために家庭裁判所が行う検証手続のことをいいます。裁判所では相続人全員と利害関係人立ち会いのもとで遺言書を調査して「検認調書」を作成します。遺言書の保管者あるいは発見者がその遺言書を裁判所に提出するのを怠ったり、検認を受けないで遺言を執行したり、封印のある遺言書を裁判所外で開封したりすると過料の制裁を受けることになります。

2. 公正証書遺言

遺言者が、公証人の面前で、遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ、公正証書遺言として作成するものです。正確な法律知識と豊富な経験を有している公証人が親身になって相談を受けながら、必要な助言をしたりして、遺言者にとって最善と思われる遺言書を作成していくこととなりますから法律的に見てきちんと整理した内容の遺言にしますし、もとより、方式の不備で遺言が無効になるおそれもありません。公正証書遺言は、自筆証書遺言と比べて、安全確実な遺言方法であるといえます。公正証書遺言は、家庭裁判所で検認の手続を経る必要がないので、相続開始後、速やかに遺言の内容を実現することができます。さらに、原本が必ず公証役場に保管されますので、遺言書が破棄されたり、隠匿や改ざんをされたりする心配も全くありません。



3. 秘密証書による遺言

遺言者が遺言の文言を書いた書面に署名押印し、これを封筒に入れて密封し遺言書に押した印と同じ印で封印しておけばよいのです。この遺言書はその内容は他人に書いてもらってもよいし、タイプライターを使用してもよいのですが、署名だけは自分で書かなければなりません。遺言者は、その封筒を封印したまま公証人役場に持参しそれを公証人に差し出し2人以上の証人に立ち会いのもとに、その封筒の中身が自分の遺言であること、その遺言書を書いたのは誰であるのか、その住所、氏名を申し述べます。公証人は差し出された封筒に日付を書きさらにこれに遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印してその封筒を遺言者に返します。この秘密証書遺言は遺言者本人が保管しあとで(死亡した後)家庭裁判所による検認手続を経なければなりません。その点は、自筆証書遺言と全く同じです。また、遺言者本人が印鑑登録証明書を持参し2人以上の証人を立ち合わせなければならないことは公正証書遺言をする場合と全く同じです。



自筆遺言書のデメリットを今回の改正で改善するとのことですが、自筆遺言書のデメリットについて教えてください。

自筆証書遺言のデメリット

- ・自宅に保管することが多く紛失のリスクが高くなります。
- ・日付と全文と財産目録を自筆で書き、署名・押印します。形式が不備だと無効になります。
- ・家庭裁判所で検認という手続をする必要。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



全部の手書きは負担が重い...

【問題点】

- ・全文の自書は相当な負担。(特に、財産が多数ある場合)

財産目録

財産目録も全文自書しなければならない。

- × パソコンで目録を作成
- × 通帳のコピーを添付



今回の改正で自筆遺言書が使い勝手がよくなったと聞きますが、改正内容について教えてください。



●自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に

これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。今回の改正では、その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成できるようになります。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産と法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産と法務花子に相続させる。

平成二十九年一月五日
法務太郎 印



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …

二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …

(↑PCで作成)
法務太郎 印

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …

四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …

(↑PCで作成)
法務太郎 印

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。



自筆遺言書を法務局が保管してくれるということですがその内容について教えてください。



●法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題がありました。そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。

